



# 令和8年度大分市の空き家等に関する補助制度一覧

空き家等の利活用・解体や、移住・定住を応援する補助制度をご紹介します！

予算の範囲内での受付となります。  
お早めにご相談ください！



## 空き家等の利活用・改修を支援する補助金

### 1 流通促進事業

空き家を改修してバンクに登録する方へ



空き家の改修費を補助します。

補助率	上限額
改修費の1/2	50万円

対象者

空き家の所有者等  
(個人)

### 2 家財整理促進事業

家財の整理・搬出等を行いバンクに登録する方へ



家財整理・清掃費を補助します。

補助率	上限額
家財整理費等の10/10	10万円

対象者

空き家の所有者等  
(個人)

### 3 転用促進事業

空き家を改修し、福祉・文化施設等に転用する方へ



改修・用途転用費を補助します。

補助率	上限額
改修費の1/2	100万円

対象者

空き家の所有者等または所有者等の承諾を得て転用する者

### 4 移住者購入補助事業

バンク登録空き家を購入した移住者の方へ



購入費の一部を補助します。

補助率	上限額
購入費の10/10	50万円

※子育て世帯は+25万円

対象者

移住者 (個人)

バンクとは? 「大分市住み替え情報バンク」は、空き家・空き地の利用を希望する人に情報提供を行うシステムです。

※家財整理促進事業と流通促進事業は併用可能です。 ※耐震性を有する必要がある等の別途要件があります。

## 危険な空き家の除却を支援する補助金

### 5 危険空き家等除却促進事業補助金



危険な空き家等の除却工事を行う場合に、工事費用の一部を補助します。

老朽危険空き家等

補助率	上限額
1/2以内	100万円

準老朽危険空き家等

補助率	上限額
23%以内	50万円

※準老朽は木造住宅のみ等、別途要件があります。

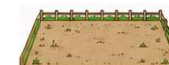
対象となる空き家の主な要件

- ・大分市内にある空き家
- ・木造または鉄骨造の住宅
- ・準老朽はS56以前に着工した耐震性のない木造住宅
- ・不良度の評定点が市の基準点以上(市職員が現地確認のうえ判断)
- ・周辺の住環境等を悪化させている空き家

対象者の主な要件

- ・所有者または所有者の相続関係者(法人を除く)
- ・市税の滞納がないこと
- ・抵当権等が設定されていないこと
- ・暴力団員等でないこと

※敷地内を更地にすることが条件です。



## 新生活・移住を応援する補助金

### 6 中古住宅で始める子育て新生活応援事業補助金

バンク登録の中古住宅を購入し居住する子育て世帯の方へ

(18歳未満の子どもを含む世帯)



補助上限額

30万円

加算

15万円

親世帯と三世帯近居・同居となる場合

### 7 移住者応援給付金(定住応援)

住宅取得の要件を満たす方への給付

給付額	主な要件
子育て世帯・若年者世帯 30万円 上記以外の世帯 20万円	・自己の意思により移住し、大分市へ定住すること ・大分市内の住宅を購入、あるいはバンク登録している貸家を賃貸すること など

### 8 移住支援金(就業・起業等で移住する方へ)

県外からの移住者で、就労に関する要件を満たす方への支援

給付額	主な要件
2人以上の世帯 最大60万円 (18歳未満世帯同+30万円) 単身の方 40万円	・自己の意思により移住し、大分市へ定住すること ・「おおいたジョブナビ」に掲載している企業等への就業 ・移住前と変わらないテレワークを行う等の就労条件を満たすこと など

※制度の詳細は市ホームページ等でご確認ください。